

中小企業政策についての雑感

経済産業委員会 専門員

おくい しゅんじ
奥井 俊二

第 186 回国会において、「小規模企業振興基本法」が成立した。

我が国の中小企業政策は、「中小企業基本法」を頂点として体系化されてきた。しかし本法は、これまで「中小企業」とひとくくりに扱われてきた中小企業・小規模企業のうち、小規模企業を中心に据えて施策体系の再構築を図った画期的な基本法である。本法施行により、今後、小規模企業振興に焦点を当てた施策が総合的かつ計画的に実施されていくことが期待されている。

ところで、我が国の中小企業は、国内企業総数の 99%以上、雇用者数でも 7 割弱を占めている。この規模の大きさからも推し量れるように、中小企業の存在及びその盛衰が、国民生活に極めて大きな影響を及ぼしてきたことは言うまでもない。しかし、戦後の中小企業政策を振り返ると、何故支援するかの方針思想は必ずしも首尾一貫してきたわけではなく、時代背景が変化する中で見直しが図られてきたことが分かる。

戦後の中小企業政策はGHQの経済民主化・自由競争原理の考えの下、1948（昭和 23）年の中小企業庁設置法の制定により本格的なものとなる。昭和 30 年代に入ると、大企業と中小企業の格差が社会問題化し、1963（昭和 38）年に制定された「中小企業基本法」では政策目的に格差是正が謳われ、積極的な市場介入も試みられた。その後高度経済成長を経て、ベンチャービジネス等のいわば「技術や経営に独自性を有するやる気のある中小企業」を育成・支援すべきとの新たな中小企業論が台頭した。36 年振りに抜本改正された 1999（平成 11）年の「中小企業基本法」へとつながり、大企業との格差是正から多様で活力ある中小企業の成長・発展へと政策理念が大きく変わった。

2010 年代に入ると、「地域の経済社会・雇用を支える」ために中小企業を支援すべきとの新たな理論構成が見られるようになった。この背景には、バブル崩壊後の長引くデフレと国内需要の減少等から、中小企業数や雇用者数の減少傾向に歯止めがかからないことがある。中小企業数は、1999（平成 11）年の 484 万社から 2012（平成 24）年には 385 万社へと大きく減少し、特に、減少数の約 9 割が小規模事業者であった。冒頭の「小規模企業振興基本法」が制定された背景に、「小規模事業者の活力の減退が地域社会に大きな負の影響をもたらす」との懸念があったことは否めない。

これからの中小企業政策には何が求められるのであろうか。今後本格的な人口減少社会が到来する中での女性・高齢者の一層の活用や、需要減少対策として地域資源を活用した地域経済の活性化、海外需要の取り込み等は喫緊の課題である。また、中小企業の収益率向上策、事業承継のためのマッチング強化、企業の新陳代謝を促進する中での労働移動の円滑化策等も不可避である。課題は山積しており、政府にはこれまで以上にスピード感と実効性ある強力な取組が強く望まれる。